

九州産業大学大学院生の学会及び展覧会発表に対する奨励金給付要領

1. 本学大学院生の学会及び展覧会における活動を推奨し、学術研究の促進及び経済的支援を図るため奨励金として交通費及び宿泊費（以下「旅費」という。）、参加費を補助することができる。
2. 奨励金は、本学大学院博士前期課程及び、博士後期課程に在学する成績優秀な大学院生であり、学会において研究発表、報告等を行う者または、展覧会に作品を出展し受賞及び入選した者を対象とする。
3. 学会及び展覧会（以下「学会等」という。）の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 学会は、日本学術会議に登録されている学会の全国大会または国際学会であること。
 - (2) 展覧会は、日本で開催される国際的または全国的にレベルの高いものであること。
4. 奨励金の額は、学会等に出席するための旅費及び参加費の実費とする。ただし、開催場所は九産大前駅を基点として鉄道距離 100 km 以上であること。
 - (1) 交通費は航空機・JRについては学生割引運賃により、私鉄又はバスについては普通運賃により計算し、特急又は急行の特別料金を加算することができる。
 - (2) 宿泊費は、一泊につき 10,000 円を限度とする。
5. 奨励金の給付は、次のとおりとする。
 - (1) 旅費は、大学院生 1 人につき、毎年度 1 回としてその限度額は 5 万円とする。
 - (2) 参加費は、大学院生 1 人につき、その限度額を国内学会 1 万円、国外学会 6 万円とする。
 - (3) 奨励金給付総額は当該年度の予算の範囲内とする。
6. 奨励金の給付を受けようとする者は、毎学年度の 4 月末日までに、所定の予備申請書を当該指導教員及び当該研究科長を経由して学長に提出し、学会等発表の予備登録を行わなければならない。
7. 前項の予備登録をした大学院生で奨励金の給付を受けようとする者は、原則として学会等開催の 4 週間前までに次の書類を当該指導教員及び当該研究科長を経由して、学長に提出し承認を得なければならない。
 - (1) 九州産業大学大学院生学会等発表奨励金申請書
 - (2) 学会等開催者の案内状及び発表・報告を証明する文書
8. 奨励金給付要項に基づき給付を受けた者は、学会等発表後速やかに当該指導教員及び当該研究科長を経由して、次の書類を学長に提出しなければならない。
 - (1) 九州産業大学大学院生学会等発表報告書
 - (2) 旅費に関する証憑書類
 - (3) 参加費に関する証憑書類
9. 奨励金の給付を受け、疾病その他止むを得ない事情により学会等に出席できなかった者は、その給付金を速やかに返還しなければならない。
10. 学会等発表予備申請書、奨励金申請書及び報告書の提出は、大学院事務室を経由して人事部人事課で事務手続きを行うものとする。
 - 2 事務処理を行う部所は、次のとおりとする。
 - (1) 旅費に関する事務は、人事部人事課が行う。
 - (2) 参加費に関する事務は、教務部大学院事務室が行う。

11. 実施年月日 平成 10 年 4 月 1 日

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。